

ID: 386

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市文化財保護条例 第22条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第187号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第22条 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について維持の措置をしようとするとき、若しくは非常の災害のために必要な応急措置を執るとき、又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微であるときは、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の許可を与えるときには、その条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。 4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 5 市は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対して、通常生じる損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日